平成２５年（フ）第５４号
福岡県田川郡福智町赤池510番地138
債務者　小平　敦子（旧姓浦中）
1　決定年月日時　平成25年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第５９号
福岡県田川郡川崎町大字池尻83番地の４
債務者　大門　義幸
1　決定年月日時　平成25年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第７８号
佐賀県武雄市武雄町大字富岡11515番地１、住民票上の住所佐賀県杵島郡江北町大字上小田2354番地１
債務者　橋本　茂則
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１５２号
大分県臼杵市野津町大字落谷1466番地の３
債務者　川野マツヨ
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２１７号
大分県別府市大字南立石1871番地の33
債務者　小野　康典
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２１８号
大分県別府市大字南立石1871番地の33
債務者　小野　京子
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４７号
鹿児島県出水市野田町上名6032番地２
債務者　宗像　郁子
1　決定年月日時　平成25年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第５４号
鹿児島県出水郡長島町蔵之元1814番地３、前住所長崎県佐世保市白岳町1402番地12
債務者　谷口　美幸（旧姓田﨑）
1　決定年月日時　平成25年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第４４号
石川県能美市寺井町た46番地　大同アパート５号、従前の住所石川県能美市粟生町チ11番地
債務者　髙木商会こと　髙木　幸雄
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第２４号
長野県飯田市毛賀304番地３　２Ｆ２号
債務者　大谷　宏美
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２５年（フ）第５２７号
京都府八幡市八幡盛戸36番地の26
債務者　辻　　周一
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５３２号
京都市中京区西ノ京南両町27番地
債務者　山口　有紅
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５９８号
京都市西京区下津林番条町63番地　ハイエスト桂503号
債務者　森島　壽一
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６４４号
京都市中京区西ノ京南大炊御門町26番地　ウエノマンション43号
債務者　田中　高明
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６５２号
京都市北区大将軍川端町88番地　酒井方
債務者　瀧　百合子
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３３号
福岡県みやま市瀬高町太神567番地１　みやま市営住宅下小川団地１棟122号
債務者　友清　祐司
1　決定年月日時　平成25年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第３４号
福岡県みやま市瀬高町太神567番地１　みやま市営住宅下小川団地１棟122号
債務者　友清　寿子
1　決定年月日時　平成25年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係